

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

島本町上下水道部より大切なお知らせ

**令和元年（2019年）10月1日より
指定給水装置工事事業者制度が
5年毎の更新制に変わりました。**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年（2019年）10月1日から施行されました。

※指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となりました。（第25条の3の2関係）

●更新に関する経過措置（附則第3条、経過措置に関する政令第4条）

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	法改正施行日の前日から1年：令和2年（2020年）9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年：令和3年（2021年）9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年：令和4年（2022年）9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年：令和5年（2023年）9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年：令和6年（2024年）9月29日

◎指定更新の手続き等は指定の申請に準拠します。

◎指定及び指定の更新申請時に厚生労働省から示されている下記の項目等の確認を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容
- 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問合せ
島本町上下水道部工務課
TEL 075-962-6308